

# 安全装置等導入促進助成金交付要綱 (令和7年度分)

(公社)和歌山県トラック協会

## (目的)

### 第1条

公益社団法人和歌山県トラック協会(以下「協会」という。)は、会員事業者が事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる安全装置等(以下「装置」という。)を装着した場合、装置装着に係る費用の一部を助成することとし、以て会員事業所の交通事故防止を推進するとともに経営安定の一助に資することを目的とする。

## (対象装置)

### 第2条

助成の対象となる装置等は、令和7年4月1日以降、申請会社所有の和歌山県内登録の営業用貨物自動車に装着する装置で次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否判断基準は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が別に定める基準とする。(中古品・レンタル品を除く)なお道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とするほか(1)から(3)の装置は後付け装置を対象とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方衝突監視警報装置
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
- (5) 大型車用(「600N・m」以上の締め付け能力を有する)トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)

1. (2)については、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限り助成対象とする。ただし、をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものを助成対象とする。
2. (4)については、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入する場合に限り、助成対象とする。
3. (5)については、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、助成対象とする。

## (助成対象)

### 第3条

助成対象事業者は、協会々員事業者で会費の滞納がない事業者とする。

## (装置の装着)

### 第4条

助成金の対象となる装置は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに装着を完了し、支払いが終了するものでなければならない。新車に予め装置されている場合は登録日が4月1日以降のものとする。

## (助成期間)

### 第5条

本要綱に定める助成期間は、令和7年4月1日から令和8年2月27日までとする。但し、予算限度額に達した場合は、その時点を以て終了とする。

## (助成金額及び台数)

### 第6条

対象装置1台当たりの助成金額は取得価格の1/2(上限2万円)とする。側方衝突監視警報装置は車両1台につき機器の取得価格の1/2(上限10万円)とする。また、トルク・レンチについては1事業所1台、取得価格の1/2(上限3万円)

ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。

1. 助成台数は、1会員当たり10台を限度とする。

## (助成金交付申請)

第7条 会員事業者は、様式1の「安全装置等導入促進助成金交付申請書」並びに様式2「安全装置等導入促進助成金交付申請内訳書」により助成期間内に申請を行うものとする。

2. 前項の申請には、自動車検査証（写）、請求書（写）、領収証（写）、割賦購入の場合は割賦販売契約書（写）、リース契約の場合はリース契約書（写）、自動車検査証（写）（8トン以上の事業用トラックを有することの確認の為）【トルク・レンチのみ】、「600N・m」以上の締め付け能力を有することを確認できる書面【トルク・レンチのみ】の他協会で定める書類を添付し、申請を行うものとする。

#### （助成金の交付）

第8条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を精査し、速やかにその内容を審査し、その申請に係る事業の内容が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、予算額の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

#### （助成金の返還）

第9条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2. 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付または交付決定を行わないものとする。

#### （財産の処分の制限）

第10条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着または導入の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、他府県への移動、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 後方視野確認支援装置 1年
- (2) 側方衝突監視警報装置 1年
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 1年
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼使用する携帯型アルコール検知器 1年
- (5) 大型車用（「600N・m」以上の締め付け能力を有する）トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む）1年

2. 前項による処分が行われたときは、協会へ報告しなければならない。

#### （報告の義務）

第11条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

#### （その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合は、別に定めるものとする。

本要領に記載されている「自動車検査証」について、電子化された自動車検査証（令和5年1月4日以降交付）にあつては「自動車検査証記録事項」も併に提出しなければならない。

#### （附 則）

1. この要綱は、令和7年4月1日より実施する。